

## 地方分権と会計及び監査基準

その他のタイトル	The Role of Integrated Accounting and Auditing Standards in Decentralized Governments of the U.S.
著者	清水 涼子
雑誌名	現代社会と会計
巻	12
ページ	23-32
発行年	2018-03-15
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00027405">http://hdl.handle.net/10112/00027405</a>

# 地方分権と会計及び監査基準

清 水 涼 子

## I. はじめに——州が広汎な権限を持つ連邦国家アメリカ

一般に連邦国家とは、「複数の州又は国家が結合し、全体を包括する一つの国家として形成されたもの」をいう。独立戦争の結果、1783年にイギリスから正式に独立したアメリカは、南北戦争による国家分裂の危機を乗り越え、広汎な権限を有する州の緩やかな連合体としての妥協の道を選んだ。州相互間や外国との商取引の規制や軍事に関わる事項等、合衆国憲法に限定列挙されていない権限は州政府に属するとされている。

また、合衆国憲法は、地方自治制度に関して特段の規定を持たず、各州の権限として留保されている。国内の政府組織は、連邦政府、州政府及び地方政府の3層構造となっているが、このうち地方政府は州の「創造物」とされ、各州の憲法・法令等で設立されるため、地方自治制度も各州によって異なっている。

このような状況にもかかわらず、地方公共団体の会計及び監査の分野では、一般に認められた基準が全国統一的なものとして確立しているのはどのような要因によるものなのであろうか。本稿は、州が広汎な権限を持つ分権国家であるアメリカにおける地方公会計及び公監査基準の成り立ちと概要についての研究結果をとりまとめ、一般に認められた会計及び監査の基準の役割及び必要性を考察する。

## II. 一般に認められた会計基準 (GAAP)

### 1. 地方公共団体の GAAP

#### (1) GASB

アメリカ国内においては、社会経済活動に従事する主体は、官民を問わず、その類型に応じた一様に適用すべき「一般に認められた会計基準 (GAAP)」が決まる。類型には、3つのタイプすなわち、州および地方政府 (本稿では総称して地方公共団体という)、連邦政府、非政府組織 (企業或いは非営利組織) がある。各主体は採用すべき GAAP を特定し、その中で異なる公

表物や記述書に与えられた権威の階層、すなわちヒエラルキーを認識することが必要となる。

会計原則の体系は表1のようなヒエラルキーをなす。表1が示すように、州及び地方政府、連邦政府、非政府主体の会計基準設定主体は、それぞれ政府会計基準審議会 (Government Accounting Standards Board 以下、GASB)、連邦政府会計基準諮問審議会 (以下、FASAB)、財務会計基準審議会 (以下、FASB) である。

表1 GAAPヒエラルキー要約

権威ある会計原則			
カテゴリー	州・地方政府	連邦政府主体	非政府主体
a	正式に確立された会計原則—GASBの基準書及び解説書	正式に確立された会計原則—FASABの基準書及び解説書	FASB会計基準集は、非政府主体に適用される権威あるGAAPとなる。SECが連邦証券法の権威の下で公表した規則や解釈指針もSECの規制を受ける者にとって権威あるGAAPとなる。
b	GASBテクニカルブリテン、以下のようなAICPAの公表物のうち州及び地方政府に適用可能なものがあり、かつGASBによって明確にされている場合) AICPA産業別監査及び会計ガイド、会計に関する意見書	FASABテクニカルブリテン、以下のようなAICPAの公表物のうち連邦政府機関に適用可能なものがあり、かつFASABによって明確にされている場合) AICPA産業別監査及び会計ガイド	
c	AICPAの実務ブリテン (Bulletin)のうち、州・地方政府に適用可能なもの (且つGASBによって明確にされている場合)がある場合、また、GASB重要事項タスクフォースの出した合意文書	FASAB会計・監査方針委員会によるテクニカルリリース	
d	GASBスタッフにより公表された実践ガイド (Q&A)、広く認められ普及している産業特有の実務	FASABスタッフにより公表された実践ガイド、連邦政府で広く認められ普及している実務	

(出典:「Accounting for Governmental and Nonprofit Entities」Reck & Lowensohn, Illustration 11-3)

上述のように、地方公共団体のGAAPは、GASBの基準書を頂点とする会計基準体系である。GASBは、1972年に設立されたコネチカット州ノーウォークに本拠を置く独立的、民間非営利団体である財務会計財団 (以下、FAF) の下にFASBと並ぶ形で1984年に設立された。財務会計財団は、GASB及びFASBの監督、管理、資金提供及び委員任命の責を負う。

GASBは、「一般に認められた会計原則」としての州及び地方政府の会計及び財務報告基準を設定する。GASBの設定する基準は、州・地方政府、州会計審議会、AICPAによって権威ある

正当なものとして認められている。

## 2. GAAP 確立の経緯

50の各州では、GAAP 成立よりはるか以前から、州法以下の法令規則により、財務報告基準が定められていた。一般にこのような基準は法令（予算）基準と呼ばれ、各州によって異なるが、現金主義を基調とする。法令（予算）基準による財務報告の目的は第一に法規（予算を含む）準拠性に係る説明責任を果たすことである。

州及び地方政府の会計及び報告実務は、19世紀の最後の10年間で急速な都市化に伴い従前の行政構造が機能しなくなるまで、ほとんど関心が払われなかった。この頃、不正が横行したため、不正改革運動の勃興とともに、地方公共団体が利用可能な資源の会計処理方法に関心が高まることになった。

しかし、一部の州における州法による財務報告に係る規定の制定<sup>1)</sup>や AICPA、全国政府会計委員会（以下、NCGA）等の民間団体の努力に拘わらず、地方公共団体の財務会計及び報告の質は大きくは改善しなかった。結果、1970年代のいくつかの大都市で起こった財政危機の原因として、財務報告の不備が指摘された。1970年代末及び1980年代半ばには、地方政府の財務報告及び監査の広汎な不備に関して多くの研究が行われた。この時点で、地方債残高は3千億ドルを超え、連邦政府及び州政府の地方政府への支援額は年間1千億ドルを超えていたことから、地方政府の財務会計及び報告の問題は全国的に注目されることとなった。

1979年、上院で州及び地方政府の会計及び財務報告基準を策定する権限を連邦政府に置く法案が検討された。結果的にこの法案は成立しなかったが、事態が改善しない限り連邦政府が規制に乗り出す可能性を示唆した。一方、当時第一の政府会計基準設定主体であった NCGA の力が減速し、代わって FASB をはじめとする他の会計専門組織も地方公共団体の会計基準案の独自の策定に乗り出した。その後、政府の財務諸表作成者、AICPA、地方政府財務官協会（MFOA）やその他の関連団体との間の長い期間にわたる調整の結果、FAF は1984年 GASB を設立し、州及び地方政府の財務報告に関して権限のあるガイダンスを提供する権限を与えることになった。

## 3. 考察——権威付け（必要性）

上述のように、各地方公共団体は、法令（予算）基準に準拠した財務報告を行うことが義務付けられるものの、連邦法或いは州法等で明記されない限り GAAP への準拠の義務はない。GAAP 準拠の財務諸表を作成するということは、とりもなおさず法令（予算）基準と二重の基準で財務諸表を作成することを意味する。このようなことから、アメリカの地方公共団体の財

---

1) 例えば、マサチューセッツ州では、1910年代、自治体財政の統一化は時代の流れとなり、自治体会計であったり、政府のコストの年次報告の分野でも統一化が進んだとされている。

務報告の実務は、多様なものとなった。

GAAPを採用するかどうかは、マネジメントの問題との見解も聞かれた。自発的に採用する地方公共団体の財務担当者に理由を尋ねたところ、資金調達活動に結び付ける回答が圧倒的に多かった。アメリカ地方債市場では発行体の財政状態が資金調達コストに反映される。そこでは、透明性を確保するためにGAAPを採用する努力がプラスに評価される。

1929年の大恐慌の反省から制定された証券法及び証券取引法は、地方債に関しては大幅な適用除外を認めたが、地方債の発行体による情報開示の確保については、連邦レベルで規制することとした。証券取引委員会（以下、SEC）は財政状態や業務データについての継続開示を約束しない発行体の証券を流通市場で取引することを禁じた。2008年には、SECは地方債に関する情報に関し、電子地方債市場情報アクセスシステム（Electric Municipal Market Access、以下EMMA）というデータベースを整備した。誰でもインターネットでアクセスが可能なEMMAでは、発行時の目論見書に加え、四半期や中間期の財務・事業データ、監査済財務諸表等の継続開示資料やその他の追加情報が公開されている。各自治体は、有利な資金調達のため透明性の確保に注力する。そのための主要な柱がGAAPである。

前述したGASBは、地方公共団体の財務の透明性と説明責任を推進するため、高品質なGAAPの構築に継続的に取り組んでいる。最近では、公務員やその被扶養者に約束した退職後の年金や医療サービス給付に係る潜在的債務を認識する新基準が施行となり、その財政的インパクトが全米で話題となった。中には地方債の格下げにつながった地方公共団体もあったが、将来顕在化する財政負担を明るみにし、計画的な対応を促す効果があった。GAAPの普及の要因としては、高品質な会計基準として正当性が認められ、地方公共団体の説明責任及び透明性の向上に資するとの認識が広まっているからと考えられる。

このような潮流を背景に、州法においてGASB適用を義務付ける自治体もある。例えば、インディアナ州では、近時州法が改正され、5年を超える期間の地方債を発行する地方政府に対して原則としてGASBの採用を2017年～2020年にかけて段階的に義務付けることとなった<sup>2)</sup>。

以上のことを総合すると、GAAP基準の財務諸表を作成する意義としては、以下のようなことが考えられる。

第一に、単一監査法では、GAAP基準に準拠しているかどうかの監査意見を求めている（法令基準に準拠している場合は限定意見が付される）。州法等で財務報告の基準として、現金主義が選択肢として認められており、これに準拠している場合は、「一般利用を想定した特別目的フレームワークに基づいた財務諸表」となる。この場合、GAAP基準では不適正意見、法令基準では適正意見という二重の意見が述べられることとなる<sup>3)</sup>。

---

2) インディアナ州法 5-11-1-4 (c)、(d)

3) AU-C Section800「特別目的フレームワークに準拠して作成された財務諸表に係る特別な留意事項」(AICPA) para21。

第二に、GAAP 準拠の財務諸表は格付機関及び地方債アナリストから一般的に高評価を受け、結果的に低利の資金調達が可能となる。

第三は、第二の点とも関連するが、法令（予算）基準は州内の地方公共体の比較可能性を担保するが、州をまたいだ比較可能性は担保しない。一般に、ファンド会計を含む GAAP は全国的な比較可能性を担保するための基準であり、これに準拠して作成された財務諸表は外部監査人の監査に馴染むものとの認識が持たれている。

GASB が 50 州の法令を調査し、州がそれらの下位の地方政府の一部或いは全部に対して GAAP に準拠した年次財務報告を作成することを求めているかどうかを判断した結果、3/4 の州（36）は少なくとも一定の地方政府に対して GAAP 準拠を求める法令規則を有しているとしている<sup>4)</sup>。

### Ⅲ. 一般に認められた監査基準（以下、GAAS）

#### 1. 地方公共団体の GAAS

アメリカの地方公共団体の財務監査において適用される監査基準のうち、最も基盤になるのが GAAS、それに加えて適用される政府監査基準（以下、GAS）、さらには単一監査法の規定の 3 層構造となっている

GAAS とは、AICPA の監査基準審議会（ASB）が開発した監査基準書（SAS）からなり AU-C セクションとして編集されたものを指し<sup>5)</sup>、一般基準、実施基準、報告基準からなる。

一方、法令等により、州及び地方政府の監査人は GAAS に加え、GAS に準拠することが求められる場合がある。後述する単一監査法（Single Audit Act）による財務諸表監査がその代表的なものである。単一監査法は、GAS 準拠を要請するほか、さらに追加的規定を置いている。

GAS とは、会計検査院長が公表した政府監査基準（狭義の GAS）を含む監査基準の体系であり、「一般に認められた政府監査基準」（GAGAS）とも呼ばれている。政府監査基準（狭義）は、アメリカ会計検査院長が制定した財務監査、証明業務及び業績監査等に係る監査の基準やガイダンスからなり、財務監査に関しては、AICPA の監査基準（以下、SAS）を参照方式により取り込んでいる<sup>6)</sup>。

GAGAS は、監察総監法、主席財務官法等により連邦政府機関の監査において準拠すべきとされているほか、単一監査法により州及び地方政府が財務諸表監査の対象となる場合には準拠すべき監査基準となる。

単一監査法は、GAGAS が定めた財務諸表監査に加え、プログラム準拠性監査と内部統制に

---

4) Research Brief “State and Local Government Use of Generally Accepted Accounting Principles for General Purpose External Financial Reporting” GASB, March 2008

5) 2011年、AICPA は、クラリティプロジェクトを完了させ、GAAS を再編成した。

6) 証明業務も同じ。

係る規定を追加している。単一監査においては、財務報告（財務諸表、連邦政府補助金の支出明細）の適正性のみならず、

- 財務報告に係る内部統制の評価（違反したならば財務諸表に重要な影響を与える法令規則、契約及び補助金協定の条項への準拠性も含む）
- 各主要プログラム毎の法令規則及び交付金要綱等への準拠性
- 各主要プログラム毎の法令規則及び交付金要綱等への準拠性に係る内部統制

についての報告が加わる。このように、GAAS⇒GAGAS⇒単一監査となるにしたがって、監査の複雑性も増す。

## 2. GAAS 確立の経緯

II 2. で述べたように、各州独自の法令（予算）基準による財務報告の実務が定着する中、その準拠性や正確性についての第三者による監査が同時に求められてきた。例えばマサチューセッツ州では、1910年法により、市やタウンが州会計局に対して財務諸表の監査を請願することが認められている。その後、1920年法により、州会計局長がボストンを除くすべての市とタウンの帳簿と財務諸表を初めて監査し、その後は3年に1回監査を行うことが義務付けられた。第二次世界大戦後には、年次監査はすべての市及びタウンで強制適用となった。

インディアナ州では、1900年代初頭、立て続けに起こった公金不正事件への対応として、州議会は、1909年に公機関の検査及び監督局を設立した。この部局を統括するものとして設置されたのが州会計審議会である。1945年以降、州議会は審議会の構成を変更し、構成員は1名の州検査官と2名の州副検査官からなっている。この審議会の主要な責任は、すべての公機関の事後監査により、インディアナ州法への準拠性を確認し、州内のすべての政府構成単位の統一的な会計及び財務報告システムを創設することである。

以上のように、財務監査はもともとは州法等への準拠性の要請に対応した州監査組織の第三者的検証が起源であったものと考えられる。

一方、財務諸表監査は、1970年代以降適切な財務開示を求める全国的な動きの中から始まった。市債が債務不履行になる危機に陥ったいくつかの大都市<sup>7)</sup>において、誤解を招く財務諸表を公表していたことが判明した。これに呼応して、公債発行者を規制する改正証券取引法（1975年）が成立した。1976年には、収益分配法（Revenue Sharing Act）の改正により、25千\$以上の受益権を有する自治体は財務諸表監査を受けなければならなくなった。1979年には、地方政府財務官協会が、財務諸表は一般に認められた会計原則に従い作成され表示されなければならないことを示唆した。そして1984年制定の単一監査法は連邦補助金の準拠性監査と財務諸表監査を一体化させる。

---

7) マサチューセッツ州の資料によれば、1974年ニューヨーク市発行の公債が債務不履行の危機に陥ったとある。

以上の変遷は、連邦諸法の改正により、州独自の基準による準拠性監査に代わり、財務諸表監査が前面に出てきたことを示している。

GAS初版の1972年版は、GAASに類似した監査基準一式を提供していた。それ以降の改訂では、財務監査に加えて、業績監査基準や証明業務基準を含むより幅広い基準一式を策定するようになった。

GASは、財務のみならず非財務対象をカバーする広い範囲の監査及び業務を規定している。GASのフレームワークは、3つの種類の監査業務を規定している。つまり、財務監査、証明業務、業績監査である。このうち財務監査の基準は、すべてのAICPAのSASを包含しており、追加的規定を置いている。2011年GAS改訂版は、AICPAの監査基準との重複を削除したため、GAASとGAGASによって実施される財務監査の間にはそれほど大きな違いはない。

1984年に制定された単一監査法は、それまで個々の補助金等の財政支援毎に法令規則や補助金要綱等への準拠性監査が実施されていたところ、それらを財務諸表監査と一本化して行う「単一監査」(single audit)を実施することによって補助金を支給している連邦政府機関の共通する監視ニーズに合致するように設計されたものである。

単一監査法が制定されたことを受け、行政管理予算庁（Office of Management and Budgeting、以下OMB）はガイドラインとして通達A-128「州および地方政府の監査」、1990年には監査対象を非営利法人に拡張することにより通達A-133「高等教育機関及びその他非営利組織」、及びそれぞれの適用指針（compliance supplement）を公表した。

単一監査法自体はOMBの通達による適用範囲の拡張を追認する形で1996年7月に改正された。それを受け、1997年には通達A-133は「州、地方政府及び非営利組織の監査」という名称に変更され、A-128は廃止された。

その後もA-133は、監査対象の引き上げや内部統制を含む定義の更新等、数度の変更が行われた。2013年12月、A-133に代わるものとして連邦規則が発行され、これにより2014年12月26日以降開始年度の監査対象は750千ドルに引き上げられ、「主要プログラム」を判定する手順にも変更が生じた。

### 3. 考察——権威付け（必要性）

単一監査法に基づく監査の品質については、政府をはじめ、AICPA等の全国組織で関心がもたれ、その改善について注力されてきた。1986年に実施されたGAOによる研究で120団体の政府監査のうち34%が基準を満たさないか、何等かの問題があると指摘された。その後、2007年にGAO、OMB、AICPA、大統領任命監察総監評議会（The President's Council on Integrity and Efficiency、PCIE）、全国州監査人協会によって実施されたプロジェクトでもいくつかの質の問題が残っていることが指摘された。これらの政府機関は、政府監査の品質向上に熱心に取り組み、監査の規定やガイドラインをしばしば改訂し充実させた。また、これらの機関は、監



査人の選任プロセスが政府監査の品質を確保するのに重要であるとの認識で一致し、これに係るガイドラインを示している。

前述のように、財務諸表監査の分野では、基礎としてGAASがあり、それに加えてGAGASの適用が求められる場合があり、さらに単一監査法の適用を受ける場合がある。このように財務諸表の適正性を中心とする監査基準は階層をなしているが、法令規則等によりいずれも権威あるものとして認められている<sup>8)</sup>。

業績監査については、すべての州で実施されているわけではないが、実施されている場合は、GASの業績監査基準が適用されている。

#### IV. 結論

GAAP普及の一番の障害は、州の統治権であったとされる。法令（予算）基準への準拠が第一に求められる中、新たにGAAPと認められた基準が実務に浸透するには時間を要した。ただ、もともとGAAPは、不正会計問題等を背景に、透明性を高めるための高品質な会計基準に対する強い期待に込めて、地方公共団体のための全国統一的に適用可能な基準として、制定されたものであった。州によっては積極的にこれを州法に取り入れる動きも見られた。地方債市場等において自発的なGAAPの採用と、監査済財務諸表を含む包括的年次財務報告の作成及び公表は、透明性の観点から高く評価されることになった。会計面における法令（予算）基準からGAAP基準へのシフトは、利用者による現金主義会計から発生主義会計への関心の変化（すなわち説明責任の内容の変化）と同時に、全国的な比較可能性を担保された高品質な会計基準への指向を意味していると考えられる。

一方、監査の側面では、連邦政府の要請、つまり単一監査法の規定もGAAPによる財務報告の作成とGASによる監査の普及を推進する原動力となった。このようなことからGAAS及びGASの浸透もGAAPの普及と歩調を同じくしたと言える。

監査基準の明確化は、地方公共団体の財務報告や業績について、独立第三者が検証することにより、より信用力を高めるために必須と言える。高品質な監査基準に準拠した監査を導入することにより、公共の利益を守るための財務に係るチェック&バランスが適切に保たれているか、政府が公金を使用して適切に業務を実施し政府目的を果たしているかどうかを確認することが可能となる。これにより、地域社会が納税者の政府の業務に対する信頼を獲得するうえで強力なツールとなりうるということが認識されてきた結果といえよう。

本研究は、平成28年度関西大学在外研究による成果である。

---

8) 財務諸表監査が義務付けられない地方政府についての財務諸表についても、各州法の規定により一定のサイクルで財務諸表監査、準拠性監査（名称は一樣ではない）、証明業務が実施されている。

## 参考文献

- Government Auditing Standards, GAO, 2011, 2017ED
- Audit Guide – Government Auditing Standards and Single Audit, AICPA, 2017 edition
- AU-C Section 800 – Special Considerations-Audits of Financial Statements Prepared in Accordance with Special Purpose Frameworks, AICPA
- AU-C Section 940 – An Audit of Internal Control Over Financial Reporting that is integrated with Audit of Financial Statements, AICPA
- Accounting for Governmental and Nonprofit Entities, Reck & Lowensohn, MacGrawHill Education
- Indiana Code 2016
- Homepage of Indiana State Board of Accounts <http://www.in.gov/sboa/>
- An Overview of the State Board of Accounts, Indiana State Board of Accounts
- Homepage of Indiana Auditor <http://www.in.gov/auditor/2344.htm>
- State of Indiana Comprehensive Annual Financial Report for the Fiscal Year Ended June 30, 2015
- Federal Single Audit Report of State of Indiana, July 1, 2014 to June 30, 2015
- Annual Financial Report Indiana Gateway for government units
- Comprehensive Annual Financial Report, City of Indianapolis, Indiana, Year ended December 31, 2015
- Annual Report, Office of Audit and Performance, City of Indianapolis
- GASB Rhetoric: A Content Analysis of GASB statements, Suzanne H. Lowensohn, Thomas R. Robinson, and George D. Sanders, Research in Accounting Regulation Volume 10 Pages 41-62
- Revised Code of Washington
- Initiative 900, Washington State
- Homepage of the State Auditor's Office of Washington (<http://www.sao.wa.gov/about/pages/default.aspx>)
- Dual Financial Opinion for Cash Basis Local Governments(Notice), Washington State Auditor's Office
- Comprehensive Annual Financial Report for the Fiscal Year Ended December 31, 2015, City of Bellingham, Washington
- General Law of Massachusetts
- Homepage of Office of the State Auditor, Commonwealth of Massachusetts, (<http://www.mass.gov/auditor/audits/>)
- Homepage of Office of Comptroller, Commonwealth of Massachusetts, <http://www.mass.gov/comptroller/publications-and-reports/financial-reports/>
- Homepage of Department of Revenue, Commonwealth of Massachusetts, <http://www.mass.gov/dor/local-officials/accountant-info/boa-home-page/public-fubabce-sectuib.html>
- Guidelines and Reference Material, Schedule A, Bureau of Accounts, Fiscal Year 2016
- A Manual for the Uniform Massachusetts Accounting System (UMAS), Bureau of Accounts
- A Sketch of the History of the Massachusetts Bureau of Accounts and Related Matters in the Growth and Development of Municipal Finance by Anthony A. Rassias, Deputy Director of Accounts, August, 2013
- Homepage of City Auditor, City of Boston
- City Charter, City of Boston
- Comprehensive Annual Financial Report, Fiscal Year Ended June 30, 2015, City of Boston, Annual Financial Statements for the Year Ended June 30, 2015, County of Plymouth, Massachusetts
- 「アメリカの州・地方政府の概要」、(一財)自治体国際化協会ニューヨーク事務所、2017年4月
- GASB Homepage, [www.gasb.org](http://www.gasb.org)
- Research Brief: State and Local Government Use of Generally Accepted Accounting Principles for General Purpose External Financial Reporting, March 2008

Research Brief: The Timeliness of Financial Reporting by State and Local Governments compared with the needs of users, March 2011

GASB statement No.43(Financial Reporting for Postemployment Benefit Plans Other Than Pension Plans), 45(Accounting and Financial Reporting by Employers for Postemployment Benefits Other Than Pensions),68(Accounting and Financial Reporting for Pensions; an amendment of GASB Statement No.27), 71(Pension Transition for Contributions Made Subsequent to the Measurement date-Amendment of GASB Statement No.68), 74(Financial Reporting for Postemployment Benefit Plans Other Than Pension Plans), 75(Accounting and Financial Reporting for Postemployment Benefits Other Than Pensions),

Proposed Amendments to Municipal Securities Disclosure (April 2017)

Municipal Bonds: Understanding Credit Risk, Investor Bulletin, SEC

Report on the Municipal Securities Market, US Securities and Exchange Commission July 13, 2012

Single Audit Act (1984(summary), 1996

Code of Federal Regulations Title 2-Subtitle A- Chapter II -Part200- Subpart F,

Circular No.A-133, Office of Management and Budget